

国立大学法人東京外国語大学 学際研究共創センター規程

〔令和4年2月22日〕
規 則 第7号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学に、東京外国語大学学際研究共創センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、学問分野間及び学术界と社会との間の研究協働・共創を創出、支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、第2条の目的を達成するために次に掲げる業務を行う。

- (1) 学際融合研究の企画・構想、推進、成果公開を支援すること
- (2) 学際融合研究を推進、支援する研究機関等との連携ネットワークを構築すること
- (3) 学際融合研究を担う若手研究者を育成すること
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(センター長)

第4条 センター長は、学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの事業を統括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該センター長を指名した学長の任期を超えることができない。

(組織)

第5条 センターに、センター研究員を置き、必要に応じてその他の教職員を置くことができる。ただし、他の学内組織との兼任で配属することができる。

(運営委員会)

第6条 センターに、その管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センターに関する次の事項を審議する。
 - (1) 管理運営に関する重要事項
 - (2) センターの組織構成に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) センターに関する規程の制定及び改廃に関する事項
 - (5) その他管理運営に関する重要事項

(運営委員会の組織及び委員の任期)

第7条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 研究アドミニストレーション・オフィス長
 - (3) その他センター長が推薦し、学長が指名する者 若干名
- 2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期を超えることができない。また、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 5 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(活動報告)

第8条 センターの活動状況についての報告は、研究アドミニストレーション・オフィス長が総合戦略会議へ行うものとする。

(庶務)

第9条 センターに係る庶務は、研究協力課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営管理に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。